

白岡市第8期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む） 策 定 方 針

1 計画の策定に当たって

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活し、様々な活動にいきいきと参加できる地域社会の実現が求められています。

これまで市では、「ともに生き ともに支え合うまちに」を基本理念として掲げ、様々な障がい者施策を推進してきました。

令和5年度には、市の障がい者施策の基本的な計画である「白岡市第6期障害者基本計画」を策定し、障がいのある方の地域での暮らしを支援するとともに、障がいの理解促進や共生社会に向けた様々な施策の推進を図っています。この計画は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間を計画期間としています。

また同時に、国の指針に即し、障害福祉サービス及び相談支援事業、地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に図るため、「白岡市第7期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）」（計画期間：令和6年度～令和8年度）を策定し、サービスの提供に努めています。

このたび、「白岡市第7期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）」が期間満了を迎えることから、現状分析や国の基本指針などを踏まえ、「白岡市第8期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）」を策定するものです。

「障がい」と「障害」の表記について

白岡市では、障がいの「害」という漢字の表記について、法律などで規定されている名称や引用、施設名などの固有名詞を除いて、可能な限りひらがなで表記しています。このため、「がい」と「害」の字が混在しています。

【参考：国の動向】

■ 近年の関連法等の制定

施行年	法律名等(通称)	概 要
平成30年	障害者総合支援法及び児童福祉法改正	●自立生活援助の創設、就労定着支援の創設 ●高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ●障害児のサービス提供体制の計画的な構築 ●医療的ケアを要する障害児に対する支援（平成28年6月施行）
	障害者文化芸術推進法	●障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進 ●障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進
	●白岡市第5期障害者基本計画／白岡市第5期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）策定 ●第5期埼玉県障害者支援計画の策定 ●国 障害者基本計画の策定	
令和元年	読書バリアフリー法	●視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
令和2年	●白岡市中心をつなぐ手話言語条例	
令和3年	医療的ケア児支援法	●医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 ●個々の状況に応じ、切れ目ない支援 ●医療的ケア児と保護者の意思を尊重した支援
	●白岡市第6期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）策定 ●第6期埼玉県障害者支援計画の策定	
令和4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	●障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進
令和5年	●国 第5次障害者基本計画の策定	
令和6年	改正児童福祉法	●障害児入所施設の22歳までの入所継続可能 ●児童発達支援の類型一元化
	障害者総合支援法等一部改正	●地域生活の支援体制の充実 ●多様な就労ニーズに対する支援
	改正障害者差別解消法	●事業者による合理的配慮提供の義務化
	●白岡市第6期障害者基本計画／白岡市第7期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）策定 ●第7期埼玉県障害者支援計画の策定	

2 計画の性格

- 障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」に相当するものであり、国の基本指針に即し、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に図るためのものです。
- 児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当するものであり、国の基本指針に即し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保を計画的に図るためのものです。
- 国の「障害者基本計画」及び県の「埼玉県障害者支援計画」を踏まえるとともに、市の総合振興計画や地域福祉計画、障害者基本計画などの関連計画との整合性を持って策定するものです。

3 計画の対象者の範囲

この計画における「障がい者」とは、障害者手帳の有無にかかわらず「障害者総合支援法」における障害福祉サービスの対象となる「身体障害者福祉法」に規定する身体障害者、「知的障害者福祉法」にいう知的障害者のうち18歳以上である者、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定する精神障害者（発達障害者を含み知的障害者を除く。高次脳機能障害も対象となる。）のうち18歳以上である者、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病（難病等）であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者をいいます。

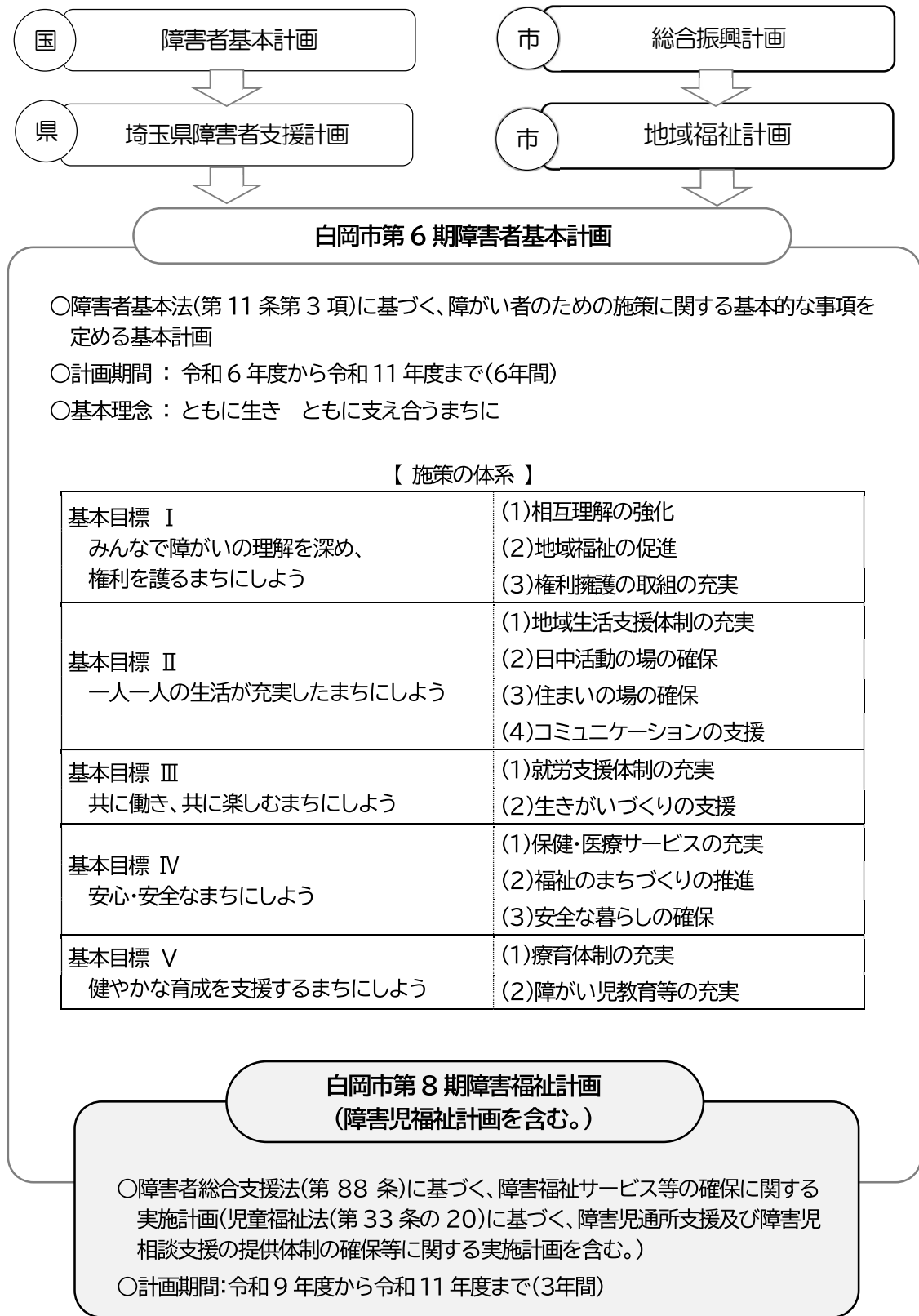
また、「障がい児」とは、「児童福祉法」に規定する障害児をいいます。

4 計画の期間

令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とします。

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度(2030)～
白岡市第6期障害者基本計画						白岡市第7期 障害者基本計画
白岡市第7期障害福祉計画 (障害児福祉計画を含む。)			白岡市第8期障害福祉計画 (障害児福祉計画を含む。)			白岡市第9期 障害福祉計画 (障害児福祉計画を含む。)

■ 計画の位置づけ



5 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、策定懇話会をはじめ以下の体制で行います。

○策定懇話会

障がい者やその家族、有識者・知識経験者、公募による委員等で構成され、計画策定に必要な審議を行います。

○障がい者関係団体・関係機関等のヒアリング

障がいのある人などの生活状況や意見・要望などを把握して計画の基礎資料とするため、障がい者関係団体・関係機関等にヒアリング調査を実施します。

○庁内関係課との連携・調整

庁内関係課等と意見交換を行うなど、連携・調整を行います。

○パブリックコメント

広く市民の意見を募集するため、パブリックコメント（12月予定）を実施します。

6 策定スケジュール

年月		懇話会	市
令和8年	8月	[第1回 策定懇話会] ○委員委嘱 ○会長・副会長の互選 ○第8期障害福祉計画(障害児福祉計画を含む。)の策定方針 ○団体ヒアリング	
	9月		関係団体等ヒアリング実施
	10月	[第2回 策定懇話会] ○団体ヒアリング結果報告 ○障がい者(児)の現状と課題について ○計画骨子について	
	12月	[第3回 策定懇話会] ○計画案について ○パブリックコメント実施について	
			パブリックコメントの実施 [30日間]
令和9年	1月		
	2月	[第4回 策定懇話会] ○パブリックコメント結果の報告 ○計画の最終案について ○提言について	
	3月		計画決定、印刷・製本

7 計画の構成(イメージ)

基本指針を踏まえて検討し、必要な事項について記載します。

項 目	内 容
第1章 計画の基本的考え方	○策定の背景 ○計画の性格、計画の対象者の範囲、計画期間 ○計画の策定体制 ○計画の基本理念
第2章 障がい者(児)等の現状と課題	○障がい者(児)を取り巻く現状 ○通学・就労の状況 ○障がい者を取り巻く課題
第3章 事業計画	○基本的な視点 ○障害福祉サービス等の全体像 ○障がい者数等の見込み ○令和11年度末の目標(成果目標) ○指定障害福祉サービス等の見込み ○障がい児支援等の見込み ○地域生活支援事業 ○障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制 ○発達障がい者等に対する支援 ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム ○相談支援体制の充実・強化等 ○サービスの質を向上させるための取組 ○サービスの確保策
第4章 施策を円滑に推進するために 重要な事項	○障がい者等に対する虐待防止 ○意思決定支援の促進 ○文化芸術・スポーツ等による社会参加等の促進 ○情報の取得利用・意思疎通の推進 ○障がいを理由とする差別の解消の推進 ○事業所における利用者の安全確保の取組・研修
第5章 計画の推進	○計画の推進のための方針 ○推進体制の整備
資料編	○策定経過 ○懇話会設置要綱・委員名簿 ○提言書 ○白岡市心をつなぐ手話言語条例 ○用語説明